○農林水産省告示第二千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡筑前町曽根田字中ノ谷四四の二〇、四四の三〇、字藤ヶ尾五八の一、五八の三七、字灰ノ木六四の二、字湯ノ谷一三二の三五、一三二の四五、一三二の五〇、字白石一四二の二一・二〇五の五八・二〇五の七一・二一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五の八、二〇五の二七、二〇五の三六、二〇五の五九、二〇五の六〇、二〇五の六二、二〇五の七〇、二〇五の七五、二〇五の九五、字楢原二八〇の一、二八〇の二、二八〇の九、字砂川原三一五の一・三一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤグラ三七二の三・三七二の六・三七二の七・三七二の一八・三七二の一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三七二の一、三七二の二、三七二の四、三七二の五、三七二の八から三七二の一七まで、三七二の二〇、三七二の五〇、三七二の五三、字壱ノ葉一〇一八の一・一〇一八の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字木ノ下入八二二四の二、八二二五の一、八二三八、八二四〇の一、八二四〇の三、八二四一から八二四三まで、八二四七の一、八二四七の三、八二四八の一、八二五四、八二五五の一、八二五六、八二五七の一、字富沢八二一〇の五から八二一〇の一〇まで、八二一〇の一三、八二一〇の一六、八二一〇の一八、八二一四、八二一五の二、八二一九、八二三六の一、八二三六の六、字羽谷久保八一九三の一、八一九三の二、八一九九から八二〇三まで、八二〇五から八二〇八まで、字宮内八一九〇の一、八一九〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市箱森新田字東中峯五四の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県日光市山久保一七五八の三七、一七五九の一から一七五九の六まで、一七五九の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山久保一七五八の三七・一七五九の二・一七五九の五・一七五九の六・一七五九の八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字大瀬字畑沢六六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑沢六六一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字向山八三五六、字木ノ下入八二二四の一、八二二五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市中田原字下ノ原一〇〇の三から一〇〇の八まで、字黒羽道下一九九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備